

(写)

長門市告示第 12 号

令和 4 年 3 月長門市議会定例会招集告示（令和 3 年長門市告示第 15 号）の付議  
事件に次のとおり追加する。

令和 4 年 2 月 22 日

長門市長 江 原 達 也

追加付議事件

議案

第 29 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 4 年 3 月

長門市議会定例会

追 加 議 案

# 目 次

## 議案

第 29 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第 29 号

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 4 年 3 月 2 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長門市国民健康保険条例（平成 17 年長門市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 6 章 保険料</p> <p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第 18 条の 6 第 15 条又は第 18 条の 2 の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 15 条の基礎賦課額と第 18 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 21 条及び第 22 条第 1 項において同じ。）は、<u>65 万円</u>を超えることができない。</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第 18 条の 6 の 12 第 18 条の 6 の 3 又は第 18 条の 6 の 7 の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 18 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 18 条の 6 の 7 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 21 条及び第 22 条第 1 項において同じ。）は、<u>20 万円</u>を超えることができない。</p> <p>（保険料の減額）</p> <p>第 22 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 15 条又は第 18 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>65 万円</u>を超える場合には、<u>65 万円</u>）とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>本則</p> <p>第 6 章 保険料</p> <p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第 18 条の 6 第 15 条又は第 18 条の 2 の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 15 条の基礎賦課額と第 18 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 21 条及び第 22 条第 1 項において同じ。）は、<u>63 万円</u>を超えることができない。</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第 18 条の 6 の 12 第 18 条の 6 の 3 又は第 18 条の 6 の 7 の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 18 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 18 条の 6 の 7 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 21 条及び第 22 条第 1 項において同じ。）は、<u>19 万円</u>を超えることができない。</p> <p>（保険料の減額）</p> <p>第 22 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 15 条又は第 18 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>63 万円</u>を超える場合には、<u>63 万円</u>）とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の6の3又は第18条の6の7」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>20万円</u>」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の8」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>17万円</u>」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の6の3又は第18条の6の7」と、「<u>63万円</u>」とあるのは「<u>19万円</u>」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の8」と、「<u>63万円</u>」とあるのは「<u>17万円</u>」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長門市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。